

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第215号)

平成14年8月1日

横情審答申第215号

平成14年8月1日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成13年6月25日泉保健第51号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 精神衛生相談記録・指導基礎票台帳，(2) 精神保健福祉指導基礎票（平成8年度以降），(3) 精神保健法第24条通報受付用紙」の一部開示決定及び「精神衛生相談記録・指導基礎票（現 精神保健福祉相談記録）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「精神衛生相談記録・指導基礎票台帳」，「精神保健福祉指導基礎票（平成8年度以降）」及び「精神保健法第24条通報受付用紙」を一部開示とした決定は，妥当である。

また，「精神衛生相談記録・指導基礎票（現 精神保健福祉相談記録）」について，別表に示す部分は開示すべきであるが，横浜市長が，その余の部分を非開示とした決定は，妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，「精神衛生相談記録・指導基礎票台帳」（以下「文書1」という。），「精神保健福祉指導基礎票（平成8年度以降）」（以下「文書2」という。），「精神保健法第24条通報受付用紙」（以下「文書3」という。）及び「精神衛生相談記録・指導基礎票（現 精神保健福祉相談記録）」（以下「文書4」という。）（以下文書1から文書4までを総称して「本件申立文書」という。）の本人開示請求に対して，横浜市長（以下「実施機関」という。）が，平成12年4月13日付で行った，文書1から文書3までを一部開示とした決定及び文書4を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示及び非開示理由説明要旨

本件申立文書は，横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号並びに第11条第2項第2号に該当するため一部又は全部を非開示としたものであり，その理由は，次のように要約される。

(1) 旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号の該当性について

文書2のうち保護者欄（氏名，性別，生年月日，年齢，住所，続柄）及び医師名，文書3のうち決裁欄，受付者，通報者，県受付者，防犯課担当者，保護者氏名及び住所等，保護した日時及び場所のうち場所，保護した原因，診療医師，発信者等並びに文書4のうち保護義務者又は保護者を含む第三者からの相談記録部分は，申立人以外の個人に関する情報であって，開示すると特定の個人が識別され，又は識別され得るものであることから，本号に該当する。

(2) 旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第6号の該当性について

ア 文書2のうち保護者欄並びに文書3のうち保護者氏名及び住所等は、精神保健福祉業務の実施に必要な情報の提供者である保護者や親族等に関する情報であって、これを開示すると家族関係等への影響によって、保護者等との信頼関係が損なわれ、今後、保護者等からの協力が得られなくなるなど、当該業務の円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがある。

イ 文書1のうち受付年月日及び文書3のうち保護した原因等は、これを開示すると把握契機や内容、時期の特定等につながることで、関係当事者間及び本市との信頼関係が損なわれ、今後、関係当事者からの協力が得られなくなるなど、精神保健福祉業務の円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがある。

ウ 文書2のうち医師名並びに文書3のうち決裁欄、受付者、通報者氏名、県受付者、防犯課担当者、発信者及び診察医師等は、神奈川県、警察及び診察医師等の関係機関並びに本市の職員等に関する情報であって、これを開示すると、当該職員等個人への不信感などがある場合に、関係当事者間及び本市との信頼関係が損なわれ、精神保健福祉業務の円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがある。

エ 文書3のうち症状の概要及び現在の状態等は、精神保健福祉業務実施上重要な情報であって、これを開示すると、今後、関係当事者、関係機関等並びに保護者等との信頼関係が損なわれ、以後の正確な情報の取得が困難になるなど、当該業務の円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがある。

オ 文書4には、受理日、保護者情報、発病及び経過、相談目的概要、主症状、関係連絡機関及び相談記録等の上記アからエと同様の情報が全体に記録されており、これらの情報は、開示すると関係当事者間や関係機関等と本市との信頼関係が損なわれ、今後、協力が得られなくなったり、正確な情報の取得が困難になるなど、精神保健福祉業務の円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがあるため、文書全体を非開示とした。

(3) 旧条例第11条第2項第2号の該当性について

文書1のうち病名（又は件名）及び備考、文書2のうち診断名欄、文書3のうち保護した原因、症状の概要、現在の状態及び入院歴のうち病名並びに文書4のうち病名、発病及び経過、主症状、相談記録部分は、申立人本人に係る評価、判定、診断、指導等に関する情報であって、本人に開示しないことが正当と認められるものであること

から、本号に該当する。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法第123号。以下「精神保健福祉法」という。昭和63年7月1日改正前は「精神衛生法」。平成7年7月1日改正前は「精神保健法」）第24条通報受付用紙について

平成 年 月 日における精神保健福祉法第24条に基づく通報については、保健所開庁時間外であったため、精神科救急相談窓口（神奈川県・横浜市・川崎市共通）への通報となり、保健所では受け付けていないため、当該通報時の受付用紙は存在しない。

4 異議申立人の一部開示及び非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 保護者名を非開示としているが、保護者の設定は、精神障害者等の人権擁護を旨とすることから、患者は、保護者名を知る権利がある。
- (2) 精神障害の有無及び診断名について、インフォームド・コンセントは、平成12年2月29日最高裁判決により義務化され、かつ、患者の人格権として認められた。また、精神障害の有無については、独断で記載されるおそれがある。したがって、開示してほしい。
- (3) 緊急入院は、当直医の診断による病名であり、翌日の措置入院は、別の2人の医師の診断による病名で決定されるので、病名及び精神障害の有無を開示してほしい。
- (4) 公文書の公開請求の内容が、精神障害者か否かの確認依頼であるから、精神障害の有無及び病名を開示しなければならないことは、条例の趣旨からいって当然である。
- (5) 公文書である診断書に自分が考えているものと異なる病名が記載されていることを危惧しているため開示を求めている。自分が考えているものと異なる病名が記載されていれば、人権侵害という精神科医の犯罪である。これを一部公開しないことは、刑法犯罪である。
- (6) 精神保健福祉法第24条で「その旨をもよりの保健所長を経て」と規定されている以上、当該機関がチェックした公文書がなければならないはず。当該文書を残さず、正常であるかもしれない市民を警察官権の手により病院に入院せしめることは違法である。したがって、当該公文書があれば再度公示してほしい。
- (7) 文書2の日付は、開示された入院歴等から措置入院した平成 年 月 日・日と呼応するように同年12月5日となっており、開示請求に当たって即興的に作成したと

想像され、要綱12条に違反する。

- (8) 文書1の受付年月日が旧条例第9条第1項第6号に該当するならば、文書3で開示している保護した日時及び場所は、まさしく同号に該当し、開示してはならない日時であり、矛盾している。

また、保護者は、通常、本人の生命、健康、財産等に深く関与する者になるのが普通で、憲法で保障された基本的人権に影響を及ぼす個人であるから、文書3の保護者氏名を開示してほしい。

- (9) 精神保健福祉法第29条の2に基づく2人の異なる医師による同一の精神鑑定書で合法的に措置入院させられた。緊急措置入院の診察時に、指定医が診断したかが問題であり、指定医の資格取得者であるかを確認するために、医師名の開示を求めている。

- (10) 文書4は、非開示となっており、どういう書式態様の文書かわからないので、書式形態だけでも送付してほしい。

- (11) 文書1の受付年月日は、市の要領か要綱のどちらが適用されるかに絡むことであり、開示してほしい。

- (12) 文書1の備考は、備考の意味が「参考に書き添えること」であり興味があるので開示してほしい。文書3の備考欄は開示されているので、開示の基準を提示してほしい。

- (13) 精神保健福祉法第24条の通報につき、保健所開庁時間外であったため、精神科救急相談窓口への通報となり、保健所では受付していないので、当該受付用紙が存在しないとの回答を得たが、精神科救急相談窓口が精神保健福祉法第24条における閉庁時の保健所の権限を有するのであれば、当該窓口で精神保健福祉法第24条通報受付用紙を備えなくてはならない。

- (14) 精神保健福祉法第32条認定結果リストは、全部開示であることから諮問案件に含まれていないが、記録されている生活保護の情報は、「評価、判定、指導」という非開示理由の基準になっており、開示してはならないものである。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第7項の規定により、旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

(2) 精神保健福祉業務について

ア 精神保健福祉法第47条第1項では、「保健所を設置する市は、必要に応じて、精神保健福祉相談員その他の職員又は市の長が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。」、同条第2項では、保健所を設置する市は、「必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。」、同条第3項では、「保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所・・・その他の関係行政機関との連携を図るように努めなければならない。」と規定している。

イ 横浜市保健所（平成13年12月31日以前のもの。以下同じ。）では、横浜市保健所精神保健福祉業務実施要綱（平成2年4月1日施行。以下「市業務要綱」という。平成2年3月31日以前は、横浜市保健所精神衛生業務実施要領（昭和51年8月1日実施。平成2年4月1日廃止。以下「市業務要領」という。）による。）に基づき、精神保健福祉相談、訪問援助及び医療保護関係事務等の精神保健福祉業務を行っていることが認められる。

(3) 精神科救急医療について

ア 精神保健福祉法第24条では、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と規定している。

イ しかし、夜間・休日は、保健所長を経由することができないため、神奈川県下では、神奈川県・横浜市・川崎市の三者で、夜間・休日の精神科救急医療体制を整え、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱（平成8年4月1日神奈川県制定）及び精神科救急医療事業夜間・休日体制実施要領（平成8年4月1日神奈川県制定）に基づき、夜間・休日の救急患者等の相談や治療を要する患者への医療施設の紹介等の精神科救急医療を実施している。

(4) 本件申立文書について

ア 文書1は、精神保健福祉相談や公費負担申請等がなされ、精神衛生相談記録又は

指導基礎票を作成したものについて、アイウエオ順別に別様で、受付日順に記録した整理簿であり、市業務要領第 13 条第 3 号で様式が定められており、同要領廃止後も継続使用していることが認められる。

文書 1 には、受付年月日、患者氏名（疑いのある者を含）、性別、生年月日・年齢、住所、病名（又は件名）、相談記録・基礎票、備考が記録されている。

イ 文書 2 は、保健所に届出のある入退院や通院医療費公費負担制度受給状況等を記録し、その情報を管理するための記録票であり、市業務要綱第 12 条で様式（平成 8 年 4 月 1 日様式改定後のもの）が定められていると認められる。

文書 2 には、作成日、本人（氏名、性別、生年月日、年齢、住所。以下同じ。）、保護者（氏名、性別、生年月日、年齢、住所、続柄。以下同じ。）、診断名（診断年月を含む。）、精神障害者保健福祉手帳交付の有・無及び交付状況、通院医療費公費負担制度受給の有・無及び受給状況、治療状況（入院・通院の別、医療機関名、医師名等）等が記録されている。

ウ 文書 3 は、保健所が、精神保健法第 24 条により、警察官からの通報を受付した際に作成した受付用紙であり、神奈川県知事に進達する際に使用するものであることが認められる。

文書 3 には、決裁欄、受付日時、受付者、通報者、県受付者、本人（氏名、性別、生年月日、年齢、住所、職業。以下同じ。）、保護場所、防犯課担当者、保護者（氏名、性別、続柄、年齢、住所、職業、連絡先。以下同じ。）、保護した日時及び場所、保護した原因、症状の概要、現在の状態、入院歴、備考、診療医師、発信者、発信日時等が記録されている。

エ 文書 4 は、保健所長が精神保健福祉相談又は訪問援助を実施したときに作成する相談記録と保健所に届出のある入退院や通院医療費公費負担制度受給状況を記録し、その情報を管理するための記録票である指導基礎票（平成 8 年 4 月 1 日様式改定前のもの）が一体となった様式であることが認められる。

文書 4 には、受理年月日、本人欄（氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、職業等。以下同じ。）、保護義務者欄（氏名、生年月日、住所、職業、続柄、連絡先。以下同じ。）、病名、発病及び経過、世帯状況欄、相談目的概要、主症状及び関係連絡機関等の相談対象者に関する基礎情報を記録した部分、個別の相談対応や訪問指導等について詳細に記録した相談記録部分並びに治療状況等を記録した指導基礎票部分で構成されている。

オ 実施機関は、旧条例第 11 条第 2 項第 1 号に規定する第 9 条第 1 項第 1 号及び第 6 号並びに旧条例第 11 条第 2 項第 2 号に該当するとして、文書 1 から文書 3 までの一部を非開示とし、文書 4 の全部を非開示としているので、次にその妥当性について検討する。

(5) 旧条例第11条第 2 項第 1 号に規定する第 9 条第 1 項第 1 号の該当性について

ア 旧条例第11条第 2 項第 1 号に規定する第 9 条第 1 項第 1 号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する情報であって、本人以外の者に係るものについては、開示しないことができると規定している。

イ 文書 2 のうち保護者及び医師名、文書 3 のうち通報者、県受付者、防犯課担当者、保護者、保護した日時及び場所並びに保護した原因に記録された第三者に関する情報、診療医師、文書 4 のうち保護義務者欄は、いずれも申立人以外の個人に関する情報であって、開示すると特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるから、本号に該当する。

ウ 文書 3 のうち決裁欄、受付者及び発信者等には、横浜市の職員の氏名が記録されており、当該氏名は、慣行として公にされている情報であるから、条例上保護すべき個人に関する情報には該当しない。

(6) 旧条例第11条第 2 項第 1 号に規定する第 9 条第 1 項第 6 号の該当性について

ア 旧条例第 9 条第 1 項第 6 号では、「市・・・が行う・・・その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、・・・関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」は、開示しないことができると規定している。

イ 精神科救急医療を含む精神保健福祉業務においては、患者の保護者及び親族等の関係者並びに医療機関及び警察等の関係機関等との相互の信頼関係は欠かせないものといえる。

文書 1 のうち受付年月日、文書 3 のうち保護した原因等及び文書 4 のうち受理年月日は、状況を把握した契機や内容、時期の特定につながる情報であり、患者の保護者及び親族等の関係者並びに警察官等の関係機関等の情報を提供した関係者が特定されるおそれがあるものと認められる。

文書 3 のうち症状の概要及び現在の状態等並びに文書 4 のうち発病及び経過、相

談目的概要，主症状，関係連絡機関，相談記録部分及び指導基礎票部分には，保護者及び親族等の関係者並びに警察官等の関係機関等から取得した情報も記録されている。

これらの情報は，通常，申立人に開示されることを想定せずに提供されたものであり，開示することによって，家族関係等への影響が生じたり，関係機関等の業務への支障が生じた場合，情報提供者と実施機関との信頼関係が損なわれ，診断に必要な情報の提供者である保護者及び親族等並びに関係機関等からの正確な情報の聴取の維持が困難となるなど，精神保健福祉業務の円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるから，本号に該当する。

また，文書４のうち相談記録部分及び指導基礎票部分には，保護者及び親族等並びに関係機関等から聴取した事実だけでなく，精神保健福祉業務に関わったケースワーカー等が専門的見地から判断した内容も一体となって記録されている。

これらの情報を開示すると，以後，ケースワーカー等の専門的見地から見た客観的な判断や，本人及び保護者等に対する相談対応や指導援助等が困難となり，実施機関が行う精神保健福祉業務の円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるから，本号に該当する。

ウ 文書３のうち決裁欄，受付者及び発信者等には，横浜市の職員の氏名が記録されている。

当該氏名は，当該文書の作成や精神科救急医療を含む精神保健福祉業務に関わった職員に係る情報であって，これを開示すると，患者が当該職員個人への心理的な反発や不信感を抱き，その結果，患者本人に対する相談対応や指導援助等が困難となるなど，実施機関が行う精神保健福祉業務の円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるから，本号に該当する。

エ 文書４のうち相談記録の表紙の本人氏名及び番号，本人欄，世帯状況欄，住宅環境，部屋数及び生活史に記録された家族関係図は，保護者及び親族等の関係者並びに警察官等の関係機関等から取得した情報ではあるが，患者本人に係る事実に関する情報であって，開示することによって，情報提供者と実施機関との信頼関係が損なわれ，診断に必要な情報の提供者である保護者及び親族等並びに関係機関等からの正確な情報の聴取の維持が困難となるなどの精神保健福祉業務の円滑な執行に著しい支障が生ずるとは認められないことから，本号には該当しない。

オ 実施機関は，文書２のうち保護者及び医師名，文書３のうち県受付者，防犯課担

当者，保護者，保護した日時及び場所のうちの場所に記録された第三者の情報，保護した原因及び診療医師並びに文書4のうち保護義務者欄は，本号にも該当するとして非開示としているが，これらの情報は，前記(5)イで述べたように，旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号に該当し，開示しないことができるものであるから，本号の該当性について判断するまでもない。

(7) 旧条例第11条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第11条第2項第2号では「本人の評価，判定，診断，指導，選考等に関する情報であって，本人に開示しないことが正当と認められるもの」は，本人開示しないことができると規定している。

イ 本件申立文書は，本人の同意を必要としない措置入院に関する精神保健法第24条に基づく通報の受理や，保健所が行う精神保健相談や訪問援助等の精神保健福祉業務を行う過程で，ケースワーカー等横浜市の担当課職員により作成されており，医療機関等の関係機関や保護者等の関係者から入手した病名又は診断名が記録されている。

これらの情報は，申立人への評価，判定，診断等の情報であって，本人に対して開示しないことが正当と認められるものであるから，本号に該当する。

ウ また，文書4のうち相談記録の表紙の本人氏名，本人欄，世帯状況欄，住宅環境，部屋数及び生活史に記録された家族関係図は，申立人に係る事実に関する情報であって，申立人の評価，判定，診断，指導，選考等の情報ではなく，本人に対して開示しないことが正当と認められるものではないから，本号にも該当しない。

エ 実施機関は，文書3のうち保護した原因，症状の概要及び現在の状態並びに文書4のうち発病及び経過，主症状及び相談記録部分並びに指導基礎票部分は，本号にも該当するとして非開示としているが，これらの情報は，前記(6)イで述べたように，旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第6号に該当し，開示しないことができるものであるから，本号の該当性について判断するまでもない。

オ なお，申立人が主張しているところの，保健所開庁時間外における精神保健福祉法第24条に基づく通報の受付用紙については，横浜市衛生局精神保健福祉課で通報を受理し，当該受付用紙に代わる精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第24条通報受理書を作成し、決裁後、保管しており、当該通報受理書については、本件申立後に横浜市衛生局から申立人に対して、一部開示決定がなされていることが認められる。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が、文書1から文書3のうち非開示とした部分は、旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号並びに旧条例第11条第2項第2号に該当する情報であり、開示しないことができるものであることから、文書1から文書3までを一部開示とした決定は、妥当である。

また、文書4のうち別表に示す部分は開示すべきであるが、実施機関が、その余の部分を旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号並びに旧条例第11条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

別表 実施機関が非開示とした文書4の情報のうち、旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第6号及び旧条例第11条第2項第2号に該当せず、開示すべきと判断した部分

該当様式	該 当 個 所
精神衛生相談記録・指導基礎票の表紙	本人氏名，
精神衛生相談記録・指導基礎票	本人欄（氏名，性別，生年月日，年齢，住所，電話番号，本籍，職業，学歴，勤務先等），世帯状況欄，住宅環境，部屋数及び生活史に記録された家族関係図
精神保健福祉相談記録の表紙	本人氏名，
精神保健福祉相談記録	本人欄（氏名，性別，生年月日，年齢，住所，電話番号，職業，学歴，勤務先等，保険種別）及び世帯状況欄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年6月25日	・ 諮問
平成13年6月25日	・ 実施機関から一部開示及び非開示理由説明書を受理
平成13年7月10日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成13年7月27日 (第250回審査会)	・ 諮問の報告
平成13年12月7日 (第259回審査会)	・ 審議
平成13年12月21日 (第260回審査会)	・ 審議
平成14年1月21日	・ 実施機関から一部開示及び非開示理由説明書(追加分)を受理
平成14年4月26日 (第268回審査会)	・ 審議
平成14年5月10日 (第269回審査会)	・ 審議
平成14年5月24日 (第270回審査会)	・ 審議
平成14年6月14日 (第271回審査会)	・ 審議
平成14年6月28日 (第272回審査会)	・ 審議
平成14年7月12日 (第273回審査会)	・ 審議